

※この法令は廃止されています。

昭和八年司法省令第三十八号

昭和八年司法省令第三十八号（手形法第八
十三条及小切手法第六十九条ノ規定ニ依ル
手形交換所ヲ指定スル省令）

手形法第八十三条及小切手法第六十九条ノ規
定ニ依リ別表ノ手形交換所ヲ指定ス

附則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十四年司法省令第二十四号ハ之ヲ廢
止ス

附則（昭和九年一〇月一三日司法省令
第一六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一〇年一月二二日司法省令
第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一〇年五月九日司法省令第
二二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一一年六月二四日司法省令
第一五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一二二年七月三〇日司法省令
第一二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一四年四月一〇日司法省令
第一四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年四月二三日司法省令
第二二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年六月一五日司法省令
第二二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年一〇月一日司法省令
第六四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年一〇月四日司法省令
第六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年一一月一日司法省令
第六七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年一月二二日司法省令
第七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年四月三〇日司法省令
第三八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年五月七日司法省令第
四五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年五月三二日司法省令
第六〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年六月二三日司法省令
第六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年七月一八日司法省令
第七三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一六年一一月二五日司法省
令第九一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一七年一一月六日司法省令
第七九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年一〇月二二日司法省
令第七六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年一一月一日司法省令
第七九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年一一月二七日司法省令
第八三三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一九年一月一七日司法省令
第二二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一九年一〇月九日司法省令
第五八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二〇年六月二二日司法省令
第二七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二〇年六月二二日司法省令
第二八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二二年二月二六日司法省令
第一〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二二年八月六日司法省令第
六八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この省令は、公布の日から、これを施行す
る。

附則（昭和二二年九月一六日司法省令
第七一号）

この省令は、公布の日から、これを施行す
る。

附則（昭和二二年一一月一五日司法省
令第八六号）

この省令は昭和二十二年十二月一日から、こ
れを適用する。

附則（昭和二三年一一月一八日法務庁
令第八三三号）

この命令は、昭和二十三年九月八日から適用
する。

附則（昭和二四年三月三〇日法務庁令
第三五号）

この命令は、昭和二十四年四月一日から施行
する。

附則（昭和二四年九月一七日法務府令
第六三三号）

この命令は、昭和二十四年九月一日から適用
する。

附則（昭和二四年一〇月二五日法務府
令第八〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二五年三月三〇日法務府令
第一七号）

この府令は、昭和二十五年四月一日から施行
する。

附則（昭和二五年五月二七日法務府令
第六〇号）

この府令は、昭和二十五年六月一日から施行
する。

附則（昭和二六年三月二九日法務府令
第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年七月二六日法務府令
第一二七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年一一月一四日法務府
令第一六〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年三月二六日法務省令
第一八号）

この省令は、昭和二八年四月一日から施行
する。

附則（昭和二八年六月一七日法務省令
第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年八月一八日法務省令
第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二九年五月二〇日法務省令
第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年一月一〇日法務省令
第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年一月一七日法務省令
第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年四月一日法務省令
第八三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年五月二四日法務省令
第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三一年七月七日法務省令第
四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年二月一六日法務省令
第五号）

この省令は、昭和三十二年四月一日から施行
する。

附則（昭和三三年九月一日法務省令
第四九号）

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施
行する。

附則（昭和三四年四月三〇日法務省令
第二六号）

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行
する。

附則（昭和三五年一〇月一〇日法務省
令第三五号）

この省令は、昭和三十五年十一月一日から施
行する。

附則（昭和三六年五月四日法務省令第
一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三六年六月一日法務省令第
二二二号）

この省令は、昭和三十六年八月十日から施行
する。

附則（昭和三八年二月九日法務省令第
八号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和三十八年二月十日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月二九日法務省令第二五号)

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月二八日法務省令第三八号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一〇月一五日法務省令第三三三号)

この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月八日法務省令第四号)

この省令は、昭和四十一年二月十五日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月二二日法務省令第五号)

この省令は、昭和四十一年三月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年五月一六日法務省令第三〇号)

この省令は、昭和四十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年六月二一日法務省令第三三三号)

この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年三月二七日法務省令第一八号)

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月一六日法務省令第三六号)

この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年九月二日法務省令第四五号)

この省令は、昭和四十二年十月二日から施行する。

附 則 (昭和四二年九月一二日法務省令第四八号)

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年九月一六日法務省令第四九号)

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月一〇日法務省令第一号)

この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二二日法務省令第四号)

この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月四日法務省令第七号)

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月二二日法務省令第二七号)

この省令は、昭和四十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一月二一日法務省令第二号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月一〇日法務省令第七号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年七月一七日法務省令第三四号)

この省令は、昭和四十四年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年九月一九日法務省令第四〇号)

この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月九日法務省令第五号)

この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月一八日法務省令第二九号)

この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月一六日法務省令第三二号)

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年九月二九日法務省令第四〇号)

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月二三日法務省令第一号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年七月二三日法務省令第三八号)

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年七月二八日法務省令第三九号)

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年八月二四日法務省令第四〇号)

この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年九月二八日法務省令第四五号)

この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月二六日法務省令第一二号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月二五日法務省令第一七号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月二三日法務省令第三九号)

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三〇日法務省令第四七号)

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年九月二〇日法務省令第五九号)

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年九月二一日法務省令第六〇号)

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年二月一五日法務省令第五号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年三月二二日法務省令第二四号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年三月二六日法務省令第二七号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二六日法務省令第四五号)

この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二七日法務省令第四七号)

この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年六月二〇日法務省令第五七号)

この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二九日法務省令第六八号)

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一一月八日法務省令第七五号)

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一一月二六日法務省令第七七号)

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年一月一九日法務省令第三号)

この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年四月二六日法務省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月二九日法務省令第六号)

この省令は、昭和五十年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月六日法務省令第一〇号)
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月二四日法務省令第二十九号)
この省令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月二〇日法務省令第三八号)
この省令は、昭和五十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月二六日法務省令第五〇号)
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月一八日法務省令第一一号)
この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月一九日法務省令第三〇号)
この省令は、昭和五一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年九月一四日法務省令第四〇号)
この省令は、昭和五一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月一五日法務省令第六八号)
この省令は、昭和五十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月八日法務省令第四〇号)
この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年九月二六日法務省令第四三号)
この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一〇月六日法務省令第四四号)
この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一六日法務省令第五六号)
この省令は、昭和五十四年一月四日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月二日法務省令第二七号)
この省令は、昭和五十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年二月一日法務省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月一日法務省令第一八号)
この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月一〇日法務省令第一一号)
この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年一月二六日法務省令第二二号)
この省令は、昭和五十七年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年四月一六日法務省令第二三号)
この省令は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月一八日法務省令第三九号)
この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月二六日法務省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二九日法務省令第二八号)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一〇月二二日法務省令第三三八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月一九日法務省令第四二号)
この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二五日法務省令第六号)
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月一日法務省令第七号)
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月二四日法務省令第四七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二八日法務省令第一〇号)
この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中平手形交換所に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一六日法務省令第一一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月一七日法務省令第五三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一八日法務省令第一三三号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日から施行する第一七号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月七日から施行する第二六号)
この省令は、平成一五年四月七日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一三日法務省令第二二号)
この省令は、平成一六年一月十九日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二二日法務省令第一六号)
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日法務省令第二〇号)
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日から施行する第一七号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日法務省令第一七号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二日法務省令第二六号)
この省令は、平成一五年四月七日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一三日法務省令第二二号)
この省令は、平成一六年一月十九日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二二日法務省令第一六号)
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日法務省令第二〇号)
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日から施行する第一七号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日法務省令第一七号)
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二日法務省令第二六号)
この省令は、平成一五年四月七日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一三日法務省令第二二号)
この省令は、平成一六年一月十九日から施行する。

附 則 (平成一六年四月五日法務省令第三六号)
この省令は、平成一六年四月十二日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法務省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月五日法務省令第四七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二七日法務省令第六五号)
この省令は、平成一六年十月四日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二日法務省令第七〇号)
この省令は、平成一六年十月十八日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一八日法務省令第七七号)
この省令は、平成一六年十一月二十二日から施行する。

附 則 (平成一七年四月八日法務省令六二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三〇日法務省令第七号)
この省令は、平成一八年二月六日から施行する。

附 則 (平成一八年二月六日から施行する一〇号)
この省令は、平成一八年二月十三日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一三日法務省令第二〇号)
この省令は、平成一八年三月二十日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一〇日法務省令第五三三号)
この省令は、平成一九年九月十八日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二四日法務省令第六七号)
この省令は、平成一九年十二月十四日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二日法務省令第二号)
この省令は、平成二〇年一月二日法務省令第二号)

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年二月八日法務省令第五号）
この省令は、平成二十年二月十五日から施行する。

附則（平成二〇年二月二二日法務省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二〇日法務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年七月二二日法務省令第三四号）
この省令は、平成二十一年七月二十一日から施行する。

附則（平成二三年一〇月二七日法務省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一二月一六日法務省令第三二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年四月二日法務省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年一二月一八日法務省令第二五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一二月一七日法務省令第三一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月一四日法務省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一日法務省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月二六日法務省令第三三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月一三日法務省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一〇月二七日法務省令第三九号）
この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

別表

名称	所在地	八戸手形交換所	青森県八戸市	名瀬手形交換所	鹿児島県名瀬市
東京手形交換所	東京都	五所川原手形交換所	青森県五所川原市	札幌手形交換所	北海道札幌市
京都手形交換所	京都府京都市	十和田手形交換所	青森県十和田市	函館手形交換所	北海道函館市
大阪手形交換所	大阪府大阪市	三沢手形交換所	青森県三沢市	小樽手形交換所	北海道小樽市
横浜手形交換所	神奈川県横浜市	むつ手形交換所	青森県むつ市	旭川手形交換所	北海道旭川市
神戸手形交換所	兵庫県神戸市	秋田手形交換所	秋田県秋田市	室蘭手形交換所	北海道室蘭市
長崎手形交換所	長崎県長崎市	能代手形交換所	秋田県能代市	釧路手形交換所	北海道釧路市
佐世保手形交換所	長崎県佐世保市	横手手形交換所	秋田県横手市	帯広手形交換所	北海道帯広市
新潟手形交換所	新潟県新潟市	大館手形交換所	秋田県大館市	北見手形交換所	北海道北見市
長岡手形交換所	新潟県長岡市	湯沢手形交換所	秋田県湯沢市	名寄手形交換所	北海道名寄市
群馬中央手形交換所	群馬県前橋市	本莊手形交換所	秋田県本莊市	苫小牧手形交換所	北海道苫小牧市
水戸手形交換所	茨城県水戸市	鷹巣手形交換所	秋田県鷹巣市	根室手形交換所	北海道根室市
宇都宮手形交換所	栃木県宇都宮市	鹿角手形交換所	秋田県鹿角市	岩見沢手形交換所	北海道岩見沢市
奈良手形交換所	奈良県奈良市	鷹巣手形交換所	秋田県鷹巣市	留萌手形交換所	北海道留萌市
天津手形交換所	滋賀県大津市	大曲手形交換所	秋田県大曲市	滝川手形交換所	北海道滝川市
津手形交換所	三重県津市	山形手形交換所	山形県山形市	網走手形交換所	北海道網走市
四日市手形交換所	三重県四日市市	庄内手形交換所	山形県庄内市	稚内手形交換所	北海道稚内市
名古屋手形交換所	愛知県名古屋市中区	福井手形交換所	福井県福井市	紋別手形交換所	北海道紋別市
静岡手形交換所	静岡県静岡市	富山手形交換所	富山県富山市	士別手形交換所	北海道士別市
甲府手形交換所	山梨県甲府市	富山手形交換所	富山県高岡市	深川手形交換所	北海道深川市
岐阜手形交換所	岐阜県岐阜市	鳥取手形交換所	鳥取県鳥取市	那覇手形交換所	沖縄県那覇市
大垣手形交換所	岐阜県大垣市	松江手形交換所	島根県松江市		
長野手形交換所	長野県長野市	徳山手形交換所	山口県徳山市		
長野手形交換所	長野県松本市	山口手形交換所	山口県山口市		
諏訪手形交換所	長野県諏訪市	和歌山手形交換所	和歌山県和歌山市		
気仙沼手形交換所	宮城県気仙沼市	新宮手形交換所	和歌山県新宮市		
古川手形交換所	宮城県古川市	徳島手形交換所	徳島県徳島市		
石巻手形交換所	宮城県石巻市	高松手形交換所	香川県高松市		
白石手形交換所	宮城県白石市	松山手形交換所	愛媛県松山市		
福島手形交換所	福島県福島市	高知手形交換所	高知県高知市		
会津若松手形交換所	福島県会津若松市	福岡手形交換所	福岡県福岡市		
いわき手形交換所	福島県いわき市	久留米手形交換所	福岡県久留米市		
盛岡手形交換所	岩手県盛岡市	北九州手形交換所	福岡県北九州市		
花巻手形交換所	岩手県花巻市	田川手形交換所	福岡県田川市		
釜石手形交換所	岩手県釜石市	大分手形交換所	大分県大分市		
釜石手形交換所	岩手県釜石市	佐賀手形交換所	佐賀県佐賀市		
水沢手形交換所	岩手県水沢市	熊本手形交換所	熊本県熊本市		
一関手形交換所	岩手県一関市	宮崎手形交換所	宮崎県宮崎市		
北上手形交換所	岩手県北上市	延岡手形交換所	宮崎県延岡市		
大船渡手形交換所	岩手県大船渡市	都城手形交換所	宮崎県都城市		
青森手形交換所	青森県青森市	鹿兒島手形交換所	鹿児島県鹿兒島市		
弘前手形交換所	青森県弘前市				